障がい福祉サービスについてのご案内

◎対象者の要件

以下のような障がい者手帳等を所持されている方が対象者となります。

身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・特定医療費（指定難病）受給者証

※手帳を所持されていない場合についても、診断書で要件を確認できる方は対象になります。

・介護給付は、障がい支援区分の認定が必要なサービスです。**障がい支援区分によって利用できるサービスが異なります。**

・**介護保険の被保険者**（６５歳以上か、下記☆に列記した疾患をお持ちの 40 歳～64 歳）**の方は、基本的に介護保険サービスを優先してご利用いただくことになります。**ただし、障がい福祉サービス固有のサービス（★印）は利用可能な場合があります。

☆介護保険対象の特定疾病について（以下の１６疾病が対象となります）

がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗しょう症、初老期における認知症、パーキンソン関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳基底核変性症及びパーキンソン病）、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害・糖尿病性腎症・糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

◎障がい福祉サービスの種類

（障がい福祉サービス給付の種類は、介護給付・訓練等給付・地域生活支援事業の３種類）

※ 利用条件など詳細なことは障がい福祉課にお問い合わせください。

■ 主に自宅での生活を支援するサービス

サービス	内容	給付の種類
居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、洗濯、部屋の掃除などの家事について援助します。また、通院するときの付き添いなども行います。	介護給付
重度訪問介護	重度の障がいがある人で、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護や、調理、洗濯、部屋の掃除などの家事について援助を行います。また、外出するときの移動の介護も行います。	介護給付

■ 住まいの場を提供するサービス

サービス	内容	給付の種類
施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。	介護給付
共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を行うとともに、入浴、排せつ、食事等の支援が必要な人には、必要な支援を行います。体験利用も可能です。	訓練等給付

■ 外出を支援するサービス

サービス	内容	給付の種類
★同行援護	視覚障がいのある人で、一人での移動が難しい人に、余暇や社会参加等の外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。	介護給付 障がい支援区分は不要
★行動援護	知的障がいや精神障がいのある人で、常に介護が必要な人に、外出時の危険を回避するための援護や、移動中の介護などを行います。	介護給付
★移動支援 （ガイドヘルプ）	社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動など社会参加のために外出する際に、移動の支援や外出に伴って必要となる身の回りの支援を行います。	地域生活支援事業

■ 介護を行う家族などを支援するサービス

サービス	内容	給付の種類
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う家族の病気などによって、短期間の入所が必要な人に、施設で食事や入浴などの支援を行います。	介護給付
日中一時支援 （日帰りショートステイ）	日中活動の場を提供し、自宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。 （短期入所の申請も併せて必要です。）	地域生活支援事業

■ 日中の活動を支援するサービス

サービス	内容	給付の種類
生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で日中、入浴、排せつ食事などの介護や創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。	介護給付
療養介護	常に医療と介護を必要とする人に、病院で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとで日常生活の介護を行います。	介護給付

■ 自立や就労を支援するサービス

サービス	内容		給付の種類
★自立訓練 （機能訓練）	自立した地域生活ができるように、一定期間、身体機能・生活能力の維持・向上のために必要な理学療法や作業療法、生活に関する相談や助言などを行います。		訓練等給付
	備考	基本的な利用期間は最長１年６か月です（１年ごとに更新）。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。	
★自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活や地域生活ができるように、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練、生活に関する相談や助言などを行います。		訓練等給付
	備考	基本的な利用期間は最長２年です（１年ごとに更新）。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。	
★宿泊型自立訓練	自立した日常生活や地域生活ができるように、一定期間施設に入所された方に、生活能力の維持・向上のために必要な訓練、生活に関する相談や助言などを行います。		訓練等給付
	備考	基本的な利用期間は最長２年です（１年ごとに更新）。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。	

<table>
<tr><td rowspan="2">★就労選択支援
※令和７年 10 月から実施</td><td colspan="2">就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。</td><td rowspan="2">訓練等給付</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>基本的な利用期間は原則１か月です。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">★就労移行支援</td><td colspan="2">就労を希望する 65 歳未満の人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上するための訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場定着のための支援などを行います。</td><td rowspan="2">訓練等給付</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>基本的な利用期間は最長２年です（１年ごとに更新）。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">★就労継続支援</td><td colspan="2">一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</td><td rowspan="4">訓練等給付</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ａ型</td><td colspan="2">雇用契約に基づき、継続的に就労が可能と見込まれる 65 歳未満の人</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>申請時、利用予定事業所に雇用される予定であることが確認できるもの（採用決定通知等）が必要です。利用開始予定日もお知らせください。</td></tr>
<tr><td>Ｂ型</td><td colspan="2">生産活動について知識や能力の向上が見込まれる人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">★就労定着支援</td><td colspan="2">生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を利用して一般の事業所に就労し、６か月が経過している人に、就労の継続を図るために必要な連絡調整や日常生活や社会生活上の問題に関する相談・指導・助言などの支援を行います。</td><td rowspan="2">訓練等給付</td></tr>
<tr><td>備考</td><td>基本的な利用期間は最長３年です（１年ごとに更新）。申請時に利用開始予定日・利用予定事業所をお知らせください。</td></tr>
</table>

◎サービス利用までの流れについて（介護給付・訓練等給付）

申　請

介護給付・訓練等給付とも、障がい福祉課に申請書を提出してください。

介護給付を含む場合

障がい支援区分認定調査

現在の生活や心身の状況、サービスの利用意向等について、社会福祉協議会の調査員が聞き取りを行います。

障がい支援区分認定審査会

認定調査の内容と主治医の意見書（障がい福祉課から主治医に依頼）をもとに障がい支援区分を認定します。

訓練等給付のみの場合

サービス等利用計画案の作成

利用を希望するサービスの種類や内容を記載した計画案の提出が必要です。計画案の作成にあたって、「計画相談」「セルフプラン」のどちらかを選択してください。

計画相談 ←→ 選択 ←→ **セルフプラン**

相談支援専門員が、利用者の状況に合わせたサービス等利用計画案を作成します。
（特定相談支援事業者に計画案の作成を依頼してください。）

利用者や家族がサービス等利用計画案を作成します。
（社会福祉協議会の調査員が勘案調査を行うとともに、計画案の作成のお手伝いをします。）

サービス等利用計画案を市に提出

支給決定・受給者証交付

障がい支援区分認定調査・勘案調査・サービス等利用計画案等をもとに、支給決定を行い、受給者証を交付します。

・計画相談をご利用の場合は相談支援専門員に郵送、セルフプランの場合はご自宅に郵送します。

計画相談の場合

相談支援専門員が、サービス提供事業者などとサービス担当者会議を開催し、実際に利用するサービスの詳細を盛り込んだサービス等利用計画を作成し、利用者・家族に内容を確認してもらいます。

セルフプランの場合

事業者との利用契約・サービス利用開始

利用するサービス提供事業所に受給者証を提示し、利用に関する契約を行ってください。
契約後、サービス利用を開始します。

◎サービス利用までの流れについて（地域生活支援事業）

申　請

申請書（地域生活支援事業用）を障がい福祉課に提出してください。

移動支援勘案調査票の作成・提出

現在の生活や心身の状況、サービスの利用意向等について、以下のどちらかの方法で、聞き取りを行います。

計画相談を利用している方

相談支援専門員が、移動支援勘案調査票を作成し、サービス等利用計画案を添付して提出します。

計画相談を利用していない方

社会福祉協議会の調査員が、移動支援勘案調査票を作成し、提出します。

支給決定・受給者証発行

移動支援勘案調査・サービス等利用計画案等をもとに、支給決定を行い、受給者証を交付します。

・計画相談をご利用の場合は特定相談支援事業者（相談支援専門員）に郵送します。
・計画相談を利用していない場合はご自宅に郵送します。

事業者との利用契約・サービス利用開始

利用するサービス提供事業所に受給者証を提示し、利用に関する契約を行ってください。
契約後、サービス利用を開始します。

◎利用者負担について

サービスを利用したときの費用は、原則１割負担です。世帯の課税状況によって、１か月あたりの負担上限月額が設定されます。

世帯の範囲：本人と配偶者

【介護給付・訓練等給付】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市町村民税非課税世帯	０円
一般１	市町村民税課税世帯（所得割１６万円未満） ただし、以下に該当する場合は除く ・療養介護または施設入所支援を利用している２０歳以上の人 ・グループホームまたは宿泊型自立訓練を利用している人	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

【地域生活支援事業】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護・低所得	生活保護受給世帯・市町村民税非課税世帯	０円
一般	市町村民税課税世帯	4,000 円 （移動支援のみ） ※日中一時支援には負担上限はありません

【その他（給付・減免）】

共同生活援助（グループホーム）	共同生活援助（グループホーム）の利用者で生活保護・非課税世帯の人を対象に家賃の実費負担を軽減します。給付の額は最大 10,000 円です。（「家賃証明書」の提出が必要です。）
施設入所支援 療養介護	生活保護・非課税世帯の人を対象に収入（年金など）のうち一定額が手元に残るよう、食費等の実費負担を軽減します。給付の額は収入等に応じて異なります。（「世帯状況・収入申告書」の提出が必要です）

◎サービスの変更・更新について

■サービスの変更

サービスの日数・時間数の変更や新たなサービスの追加を希望する場合は、再度申請手続きが必要です。計画相談をご利用の場合は、担当の相談支援専門員に相談してください。

セルフプランの場合は障がい福祉課にお問い合わせください。

■サービスの更新

受給者証の有効期限は誕生月の月末までとなっています（自立訓練・就労移行支援・就労定着支援を除く）。継続してサービスの利用を希望される場合は、更新手続きが必要となります。有効期限の２～３か月前に障がい福祉課から更新案内を送付しますので、内容をご確認ください。

※利用者負担額の更新は毎年必要となりますので、更新案内も必ず毎年お送りします。受け取られた郵送書類をご確認いただき、必要書類の提出をお願いします。

◎障がい福祉サービスの利用に関する相談窓口

障がいのある人や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障がい福祉サービスの利用援助などの必要な支援を行います。お気軽にご相談ください。

和泉市障がい者相談支援センター

センター名	住所	電話・ＦＡＸ	担当地区
和泉市障がい者相談支援センター ビオラ和泉	和気町三丁目４番24号	電話:46-0460 FAX:46-0461	和泉・郷荘校区
和泉市障がい者相談支援センター ペパーミント	浦田町14番地の1	電話:51-7215 FAX:58-7003	光明台・南池田・槇尾・南松尾はつが野校区
和泉市障がい者相談支援センター タイム	箕形町六丁目９番８号	電話:070-2286-9990 FAX:51-1062	北池田・石尾校区

和泉市障がい者基幹相談支援センター

住所	電話・ＦＡＸ	担当地区
幸二丁目５番１６号	電話:40-4004 FAX:41-3191	信太・富秋校区

和泉市役所　障がい福祉課

住所	電話	FAX
府中町二丁目７番５号	９９－８１３３	４４－０１１１